

- 一、當直料支給セラレタシ
 - 一、領シ當直料六拾銭……四拾銭當直時間作業終了後九時迄
 - 一、更衣室建設セラレタシ
 - 一、作業上必要ナルモノハ全部支給セラレタシ
 - 一、出張費支給セラレタシ
 - 一、歩合支給セラレタシ
 - 一、領シ一日分ノ一割 十時後ハ二割
 - 一、退職手当制定セラレタシ
- 昭和十二年二月十五日
- 全日本労働總同盟関東合同労働組合本部
- 東京保乳牛乳株式會社社長 佐々倉傳一殿

別記

覺書

- 一、志願昇給シタル者ヲ除キ日給ニ変更シ率ニ差割ヲ昇給ス
- 二、毎年一月一日及七月一日ニ日給參銭以上昇給ス
但シ見習期間參ヶ月間ハ控除ス
- 三、公休ハ一月一日トシ日給ヲ支給ス
但シ皆勤ノ場合ハ一月分皆勤賞ヲ支給ス
- 四、賞與ハ勤績一ヶ年以上ノ者ニ月収額ノ二割以上ヲ支給ス
- 五、入社下同時ニ舞令ヲ交付ス
- 六、當直料ハ主任四拾銭也 助手參拾銭也支給ス
- 七、更衣室ハ即時考慮ス
- 八、作業上必要品中護謨長靴ハ年二回六月ト十二月ニ一足宛支給ス